

平成29年度 公立大学法人青森公立大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の育成に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ・入学生に春学期オリエンテーション及び大学基礎演習において、学部の教育目標・教育方針の周知を徹底する。
- ・シラバス（講義計画・概要）において到達目標を明示し、それに基づく適切な授業運営及び成績評価を行う。
- ・GPAを活用した基準を基に、成績優秀者表彰及び成績不審者の個別指導を継続して実施する。

【大学院課程】

- ・入学生に対し、本学大学院の教育目標・教育方針の周知を徹底する。
- ・シラバス（講義計画・概要）において、到達目標を明示し適切な授業運営及び成績評価を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① 教育プログラムの検証・再編

【学士課程】

- ・授業評価に関するアンケート等の結果を基にした教育改善の推進を継続して実施する。
- ・新カリキュラム（平成 27 年度施行）で設置した美術、哲学及び文学に関する科目を継続して開講する。

【大学院課程】

- ・大学院生及び修了生に対する授業評価に関するアンケート等を実施し、その結果に基づく教育改善の推進を継続する。
- ・大学院カリキュラムの検証及び改善を継続する。

② 教育方法の改善

【学士課程】

- ・教員の教育方法や実施体制の改善を目指すため、FD（教員の教育・研究の質の向上を図るための取組）研修会の充実に努める。

- ・1年次科目「大学基礎演習」及び「学習導入演習」の授業内容の検証及び必要な改善を継続する。
- ・単位互換協定を締結する大学と連携し、受講者受付日程を調整するなど、学生が利用しやすい単位互換制度に改善する。
- ・授業やゼミ活動等により、アクティブラーニング室の有効活用を図る。

【大学院課程】

- ・教員の教育方法や実施体制の改善を目指すため、FD研修会の充実に努める。(再掲)
- ・単位互換協定を締結する大学と連携し、受講者受付日程を調整するなど、学生が利用しやすい単位互換制度に改善する。(再掲)

③ グローバル化への対応

【学士課程】【大学院課程】

- ・学部成績優秀者のスターリング大学（イギリス）への総合研修派遣を継続する。
- ・ワイカト大学パスウェイカレッジ（ニュージーランド）への短期語学研修及びボストン大学CELOP（アメリカ）へのレギュラー留学の学生派遣事業を継続し、前年度実績程度の派遣学生数となるよう、学生に対して参加を働きかける。

④ 人間としての魅力を高めるための教育

【学士課程】

- ・新カリキュラム（平成27年度施行）で設置した美術、哲学及び文学に関する科目を継続して開講する。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

① 教員の教育指導能力の向上

【学士課程】【大学院課程】

- ・教員の指導能力向上を目指すため、FD研修の充実に努める。

② 教育環境の整備

【学士課程】

- ・各教員に教室内設備等のニーズ調査及びTA（学生による授業補助者）制度利用に関する調査を継続し、必要な改善を行う。
- ・教員に各交流施設等の情報提供を継続し、授業での活用を促す。
- ・地元地域を教育現場とするゼミ活動やフィールドワーク等について、各教員への地元情報の提供及び交通手段の確保等の実施を継続する。
- ・学部成績優秀者のスターリング大学（イギリス）への総合研修派遣を継続する。(再掲)

- ・ワイカト大学パスウェイカレッジ（ニュージーランド）への短期語学研修及びボストン大学CELOP（アメリカ）へのレギュラー留学の学生派遣事業を継続し、前年度実績程度の派遣学生数となるよう、学生に対して参加を働きかける。（再掲）
- ・新情報システムを適切に運用し、教育環境及び学修環境の充実を図る。

【大学院課程】

- ・社会人学生に向けて、サテライトでの授業及び遠隔授業システムの利用について周知を継続する。

③ 学修環境の整備

【学士課程】

- ・授業評価に関するアンケート等の結果から学修環境に関する学生のニーズの把握を継続し、必要な改善を行う。
- ・新しく導入した情報システムを活用し、学修に係る学生への積極的な情報発信を継続する。

【大学院課程】

- ・前期課程の中間報告会や後期課程の研究報告会の開催日程等について、社会人大学院生に配慮した日程での開催を継続する。
- ・学修環境に関する大学院生のニーズ調査を継続し、必要な改善を行う。
- ・研究室でPCが必要な学生に貸与するPCを更新し、PC貸与を継続する。

(4) 学生の受入に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ・入学検定料の減免を行う。また、引き続き関東圏内においても減免を行う。
- ・オープンキャンパス実施における無料送迎バスを運行する。
- ・関東圏内でのサテライトオープンキャンパスを実施、積極的な高校訪問、各種進学説明会等に参加する。
- ・受験生の父母を対象とした学内のキャンパスツアーを行う。
- ・積極的な高校訪問（春・秋）を実施し、青森県内からの入学者の増加を図る。
- ・大学間競争の激化に対応した選抜方法（入試期日、試験会場など）の見直しを継続する。
- ・県内・県外への高校訪問をさらに拡充し、入学希望者の増加を促進させる。
- ・出前講義、大学見学を積極的に実施する。
- ・入試に関わる広報を充実させる。
- ・高大連携の一環として、特別講座（年3回）を開催する。

【大学院課程】

- ・入学定員と同数程度の志願者を確保するため、行政機関、民間企業等への訪問を積極的に実施する。
- ・大学院学内進学促進ポスター等の掲示や進学も視野に入れた就職相談を実施する等、キャリアセンターとの連携を密にし、学部からの進学を促進させる。
- ・学部教育との連携の円滑化を図る。
- ・社会人入学者を確保するため、行政機関や民間企業等への働き掛けを充実させる。
- ・入試に関わる新聞広告を掲載し、広報を充実させる。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生生活支援

【学士課程】

- ・学生掲示板及び学内Webサイトを利用した、授業料減免制度及び各奨学金に関する積極的な情報発信を継続する。
- ・各サークルからの施設及び設備についてのニーズを調査及び必要な改善を継続して実施し、課外活動の活性化を図る。
- ・後援会及び同窓会の活動支援のため、各事務局機能の補完を継続する。
- ・地域の催しやボランティア募集等についての情報提供を継続して実施する。
- ・学修アドバイザー制度の検証及び改善検討を継続する。
- ・学生にメンタルヘルス相談室及びカウンセラーの効果的な活用を促す。
- ・留学生の生活支援についてのニーズ調査を継続し、必要な改善を行う。
- ・学生の心身の健康増進や成績不振学生への対応について、大学と保護者との情報共有等の連携を継続する。
- ・食堂、売店、カフェの利用者へのサービス向上を目的とした委託業者へのモニタリングを実施し、改善すべき点については指導を行う。
- ・ハラスメント防止対策委員会において、学内におけるハラスメント防止に向けた取組を継続する。
- ・障害者差別解消法に関する教職員対応要領に基づき、教職員の研修等を通じて障がいのある学生支援の充実を図る。

【大学院課程】

- ・明確化した大学院特待奨学生の審査基準の適正運用に努める。
- ・研究室等に関する大学院生のニーズ調査を継続し、必要な改善を行う。

② キャリア支援

【学士課程】

- ・県内企業バスツアーの開催や企業の内定を獲得した先輩との懇談会等を開催することにより就職支援を充実させる。
- ・青森ゆかりの、首都圏周辺の企業の経営者等を本学学生に紹介するため、キャリアセンター内に「ふるさとコーナー」を設置する。
- ・教職員が連携して就職支援を実施し、就職率 100%を目標としつつ、最低 96%台を維持する。
- ・首都圏で就職活動をする学生を支援するため、ラウンジ利用や荷物預りサービスを備えたオープンスペースを借り上げる。
- ・就活ハンドブックを教員全員へ配付することで、教員によるゼミ等における学生への就職支援を強化する。
- ・同窓会組織と連携した就職支援ネットワーク構築に向けた検討を継続する。

【大学院課程】

- ・ガイダンスの実施や就職相談など大学院生へのキャリア支援を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究内容に関する目標を達成するための措置

- ・教員、研究員、学芸員等の基礎的及び応用的な研究活動を継続する。
- ・研究におけるローカル及びグローバルな課題への取組を継続する。
- ・教員の研究活動やフィールドワークなどを通じて授業内容を充実させる取組を継続する。
- ・FD等の研修を通じて教員の教育方法等改善する取組を継続する。

(2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置

- ・戦略的研究助成事業により、公平で透明性のある研究費の配分制度を継続する。
- ・戦略的研究助成事業により、高い研究成果の顕彰を継続する。
- ・学術リポジトリ（学術論文等の教育研究成果をサーバーに蓄積しインターネット上に公開する取組）を掲載し、教員の研究活動の公開を継続する。
- ・本学教員が講師となる公開講座を定期的で開催し、教員の研究成果を広く市民等に還元する。
- ・学会やワークショップ、研究会等への参加及び招聘により、海外の研究者との交流推進を継続する。

(3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ・外部資金に関する情報提供を充実させるとともに、適正かつ透明性ある研究費の運用体制を継続する。

- ・教員の研究活動やフィールドワークなどを通じて授業内容を充実させる取組を継続する。
(再掲)
- ・地域研究センターにおける受託研究等の研究活動を推進するとともに、共同研究活動や産学官金との連携事業を継続する。
- ・教員が参加しやすい教員サバティカル制度（長期研修制度）の運用を継続する。
- ・一律支給と申請主義による戦略的助成事業により、透明で公正な研究費の配分を継続する。
- ・公的研究費の不正使用や研究活動の不正行為の防止に向けた内部監査や研修等を実施する。

(4) 市の課題解決に関する措置

- ・本学が主体で中心市街地において地域貢献事業を開催するなど、青森市の政策課題等の問題解決に向けて積極的に取り組む。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域連携の強化に関する目標を達成するための措置

① 地域連携実施体制の整備

- ・地域連携センターを核として地域との連携を進め、大学の有する教育・研究の成果を地域に還元するなど、地域連携の充実に努める。
- ・教員が地域の課題や活動に参画できるよう兼業制度の運用や各種審議会、委員会等への参加推進を継続する。
- ・地域貢献事業を通じて、学生が主体となった地域に関する研究や活動の推進を継続する。
- ・学内行事や学生の課外活動と大学周辺地域町会の連携を推進する。

② 研究成果の地域への還元

- ・公開講座の実施や学術リポジトリを通して、教員の研究活動についての公開と市民等への地域還元の推進に努める。
- ・地域住民向けの公開講座、講演会、研究会などを継続する。
- ・受託研究や地域貢献事業を通じて、地域研究センターを含めた地域連携センターでの研究・連携事業の推進に努める。

③ 教育面での貢献による地域連携の強化

- ・自治体の課題解決をテーマとしたゼミや研究活動等の推進に努める。
- ・教職課程修了者の県内教員採用実績に基づき、教職委員会において教育実習や教員免許試験受験に係る指導方法の検証及び改善を継続する。

④ 地域の大学間連携

- ・青森地域大学間連携協定に基づき、各種連携事業に参画するよう努める。
- ・単位互換制度や大学祭等での地域の大学間連携及び地域連携事業への他大学学生の参加呼びかけを継続する。
- ・本学と公立はこだて未来大学との連携協定に基づき、学生及び教員との交流を推進する。

⑤ 地域の高等学校との連携

- ・高校関係者との懇談会等を実施し、高大連携の推進に関する情報交換を行う。
- ・高校訪問により、本学の入学者選抜に関する情報提供を行うとともに、本学に対する要望、ニーズに関する情報収集を行う。
- ・各高校において進路指導に活用できるよう、学生の出身高校に対して、入学後の情報を提供する。
- ・地域の高校からの推薦入試制度を維持する。
- ・高校生を対象とした特別講座（年3回）や大学見学、本学教員による出前講義等を積極的に実施し、高大連携の推進を図る。
- ・オープンキャンパスでの高校生、高校教諭及び保護者への情報提供を充実させる。

⑥ 地域の企業、NPO等との連携

- ・研究活動や地域貢献事業等を通じて、地域の企業やNPO等との連携の推進に努める。
- ・地域貢献事業の実施にあたり、中心市街地商店街との連携強化に努める。

⑦ 青森市との連携

- ・青森市の各種審議会、委員会等への参加も含め、大学として青森市の行政施策への取組に努める。
- ・中心市街地活性化を目的とした本学が主体の地域貢献事業を開催する。

⑧ 県内の市町村との連携

- ・地域貢献事業を通じて県内の市町村との連携強化に努める。
- ・県内の市町村との新たな連携協定締結に向けた調査及び検討に努める。

⑨ 青森県との連携

- ・人材育成事業等、青森県との連携事業を実施するほか、青森県の各種審議会、委員会への参加推進に努める。

(2) 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・ ホームページ、季刊誌、大学案内、紀要・叢書などの大学情報を積極的に発信し、大学の「見える化」の推進に努める。
- ・ 公開講座等の各種事業を実施し、まちなかラボを活用し地域に向けた大学情報発信の強化に努める。
- ・ 教員の研究成果を地域に還元するため、学術リポジトリをホームページにて内外に公開する。
- ・ 新情報システムを適切に運用し、教育環境及び学修環境の充実を図る。(再掲)
- ・ 積極的に本学の魅力を発信するため、特に進路を検討する中高生や保護者等を対象とした情報誌を作成・配付する。

(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・ 学部成績優秀者のスターリング大学（イギリス）への総合研修派遣を継続する。(再掲)
- ・ 青森市と連携し、学生等の国際交流事業への参加を促進する。
- ・ 学会やワークショップ、研究会等への参加及び招聘により、海外の研究者との交流推進を継続する。(再掲)
- ・ 職員にグローバルな視点を持たせる目的からワイカト大学（ニュージーランド）への海外研修を継続する。
- ・ 外国人研究者等の受入のため、国際交流ハウスのPRの推進及び活用の促進に努める。
- ・ 国際交流事業の実施状況の検証及び運営体制の改善検討を継続する。
- ・ 学生の課外活動や国際芸術センター青森の事業に関連した市民レベルでの国際交流の推進を継続する。

(4) 人材供給に関する目標を達成するための措置

- ・ 企業連携推進員による企業訪問を通じて、県内企業等との連携を強化するとともに、県内企業バスツアーを開催するなど、地域への人材の定着に向けた取組を推進する。
- ・ 教職課程修了者の県内教員採用実績に基づき、教職委員会において教育実習や教員免許試験受験に係る指導方法の検証及び改善を継続する。(再掲)
- ・ 特待奨学生制度や遠隔授業システム等の社会人大学院生が就学しやすい制度についてのニーズ調査を継続し、必要な改善を行う。

(5) 市への貢献に関する目標を達成するための措置

- ・ 地域貢献事業等の実施を通して、中心市街地活性化などの行政課題に取組み、青森市の発展や市民生活の向上に積極的に努める。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な組織体制の運用

- ・法人経営と教学全般を包括する戦略会議の運営を継続する。
- ・内部監査班による内部監査を実施し、適正かつ透明性のある大学運営の推進を図る。

(2) 学内外からの意見を聴取する仕組みの検討

- ・大学運営の参考とするため、各種事業実施を通じて、関係者や参加者等からの意見聴取やアンケート調査等の実施を継続する。

2 教育研究・地域貢献組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・教員のグループ構成や地域研究センターのプロジェクト事業の実施状況等を踏まえ、効果的な教員配置に努める。
- ・地域研究センターを含めた地域連携センターで実施する地域貢献事業の検証を継続する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・新たな基準に基づく昇任制度の運用を開始するとともに、教員を対象とする学生による授業評価を組み入れた人事評価の試行を行う。
- ・事務職員を対象とする市の制度に準じた人事評価の試行を行う。
- ・本学独自の研修制度を継続する。
- ・事務局内の構成及び業務の質・量の検証を行い、事務職員の人員の適正化に向けた検討を継続する。
- ・教育・研究・地域貢献の充実を図るため、優秀な教員の確保に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・アウトソーシング可能な具体的な業務の効果・検証を継続する。
- ・事務局内の構成及び業務の質・量の検証を行い、事務職員の人員の適正化に向けた検討を継続する。(再掲)

5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページ、季刊誌、大学案内、紀要・叢書等の大学情報を積極的に発信し、大学の「見える化」の推進を継続する。(再掲)
- ・大学ポートレートによる大学情報の公開に努める。
- ・本学の特色や魅力が効果的に発信できるよう、オープンキャンパスのCM放映、大学カレンダーの作成等、入試広報をはじめとした戦略的な広報活動を行う。

- ・積極的に本学の魅力を発信するため、特に進路を検討する中高生や保護者等を対象とした情報誌を作成・配付する。(再掲)

Ⅲ 経営・財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 教育関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・受験生確保のために高校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信（ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス・Facebook など）、PR広告掲載（新聞、情報冊子）、進学説明会）等を戦略的かつ積極的に行う。

(2) 研究関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・競争的資金及び各種補助金・助成金等に関する情報共有を円滑にし、外部資金の獲得増に努める。

(3) その他外部資金の獲得に関する目標を達成するための措置

- ・競争的資金及び各種補助金・助成金等に関する情報共有を円滑にし、外部資金の獲得増に努める。(再掲)
- ・寄附金の獲得が可能な団体や者についての情報収集に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・他大学の事例も参考としながら、事務局内の構成及び業務の質・量の検証を行い、事務職員の人員の適正化に向けた検討を継続する。(再掲)
- ・支出の徹底した見直しにより、事業の選択と集中を行うことを基本に予算編成を行い、予算執行時においても経費の削減に努める。
- ・業務の外部化に向けた検討を継続する。
- ・効率的な予算執行に努めるため、財務状況の分析を継続する。
- ・新情報システムを適切に運用し、更なる業務の効率化・迅速化を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・固定資産の現物確認を実施し、引き続き適正な資産管理を行う。
- ・資金運用について、金融市場の動向等を注視しながら実施の可否及び運用方法等について検討を継続する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

- ・新たな基準に基づく昇任制度の運用を開始するとともに、教員を対象とする学生による授業評価を組み入れた人事評価の試行を行う。(再掲)
- ・事務職員を対象とする市の制度に準じた人事評価の試行を行う。(再掲)
- ・平成 30 年度の外部認証評価の審査への対応のため、教員・事務職員で構成するプロジェクトチームを組織し、申請書を作成・提出する。

2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置

- ・評価に関する P D C A サイクル (Plan 計画・Do 実行・Check 点検・Act 改善の 4 段階による業務等を改善する方法) の運用を徹底し、ホームページ等にて公表する。
- ・評価結果や改善策等については学内会議及び学内ネットワークへの掲載を通じて教員及び事務職員が情報共有できる環境の提供に努める。
- ・教員、事務職員の意識向上を目的に、F D (教員の教育・研究の質の向上を図るための取組) 及び S D (職員の資質向上・能力開発のための取組) 研修会の充実に努める。
- ・教員、事務職員の業務運営に関する意識向上を図る目的から、地方独立行政法人法や教育関連法令等の研修を実施する。

3 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページを通じて法人の財務状況や業務実績など、積極的な情報提供を継続する。
- ・個人情報取り扱いに十分に留意しながら会議の議事録等の積極的な公開をするなど、透明性の確保に努める。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・サテライト施設の利活用についての検証を継続する。
- ・学内の施設・設備について、修繕等の必要箇所を定期的に調査するとともに緊急性及び必要性を勘案し、計画的な整備を継続する。
- ・講義室や体育施設の一般貸出の P R を行い、既存の施設を含めた利用促進に努める。
- ・地域住民及び地域によるイベントや事業の実施に対し、施設の開放を継続する。
- ・国際芸術センター青森において、小・中学生等を対象とした創作体験及び自然観察などの教育プログラムの実施や、展覧会、ワークショップなどを開催する。
- ・国際芸術センター青森において、展覧会及び教育プログラムに子育て世代を取り込む試みを行い、一般市民の参加促進を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・青森市からの避難所としての指定を受けていることから、災害時における施設の開放を実施する。
- ・消防訓練等を継続的に実施するとともに、自衛消防隊の体制の強化を図る。
- ・学生、教員、事務職員の健康診断を実施するとともに、フォロー体制の充実にも努める。
- ・衛生委員会を開催し、学内における安全衛生についての検証や情報共有に努める。
- ・「情報セキュリティポリシー」の適正な運用を図る。
- ・ストレスチェックを実施し、教員、事務職員の健康管理の推進を図る。
- ・学生、教員、事務職員をはじめ、本学を訪れるすべての者を対象とした敷地内全面禁煙を継続する。
- ・教員の授業や研究等における勤務表とその他学内外の諸活動における教員スケジュールを把握することにより、適正に労務管理を行う。
- ・マイナンバー等個人情報の取扱に留意し、適正な管理・運用を継続する。

3 人権啓発に関する目標を達成するための措置

- ・ハラスメントに対する相談窓口を明確化するとともに、リーフレットを配付し、学生、教員、事務職員の人権に対する意識向上に努める。
- ・ハラスメント対策防止委員会を開催し、学内におけるハラスメントについての検証や情報交換を行う。

4 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ・教員、事務職員の法令遵守に関する意識向上を図る目的から、学内における独自の研修の実施や学外研修への派遣を継続する。
- ・教員、事務職員の業務運営に関する意識向上を図る目的から、地方独立行政法人法や教育関連法令等の研修を実施する。(再掲)

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	448
自己収入	914
授業料、入学金及び検定料収入	825
その他収入	89
補助金等収入	5
特別運営費交付金収入	14
施設整備費補助金収入	37
計	1,418
支出	
教育研究経費等	300
人件費	687
補助金等事業費	5
一般管理費	375
特別運営費	14
大規模修繕費	37
計	1,418

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,420
経常費用	1,420
業務費	1,008
教育研究経費等	306
人件費	702
一般管理費	373
財務費用	1
減価償却費	38

収入の部	1, 4 2 0
經常収益	1, 4 2 0
運営費交付金収益	4 5 3
授業料等収益	8 2 6
補助金等収益	5
施設整備費収益	3 7
資産見返負債戻入	1 0
資産見返運営費交付金等戻入	2
資産見返物品受贈額戻入	8
雑益	8 9
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1, 4 1 8
業務活動による支出	1, 3 7 8
投資活動による支出	1 1
財務活動による支出	2 9
資金収入	1, 4 1 8
業務活動による収入	1, 4 1 8
運営費交付金収入	4 4 8
授業料、入学金及び検定料収入	8 2 4
その他収入	9 5
特別運営費交付金収入	1 4
施設整備費補助金収入	3 7
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- ・短期借入金の限度額は2億円とする。

2 想定される理由

- ・運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることを想定する。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・なし

IX 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び学生生活の充実並びに地域貢献活動の推進を図るために充てる。

X その他市の規則で定める業務運営に関する事項（青森市地方独立行政法人法施行細則第4条関係）

1 施設及び設備に関する計画

- ・施設及び設備の大規模修繕に係る経費については、経年劣化による老朽度合いを勘案して大学が作成する修繕計画に基づき、所要額を措置するものとする。ただし、災害等により緊急に対応する必要がある場合においては、青森市と協議の上、必要な所要額を措置する。

2 人事に関する計画

- ・大学として、自立的かつ効率的な経営が可能となる人事制度を構築し、教育研究業務、地域貢献業務及び大学運營業務の活性化が図られるよう努める。
- ・教員職員については、大学設置基準に定める定足数を確保しつつ、適正な能力を有する教員職員の確保及び人件費の適正な管理に努める。
- ・事務職員については、大学運営に関する専門的知識を有する職員の養成・確保を図るため、計画的な法人職員の採用に努める。

3 積立金の処分にに関する計画

- ・剰余金の使途に掲げられた目的を達成するため、以下の経費に充てる。
 - ・学内情報システム関係経費
 - ・学生のための修学環境関係経費
 - ・国際交流関係経費
 - ・人事交流関係経費
 - ・地域貢献関係経費